

各都道府県建設業協会会長 殿

一般社団法人 全国建設業協会
会長 近藤 晴貞
〔公印省略〕

技術検定に係る実務経験証明書に関する注意喚起について

平素は本会の活動に対しまして、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、技術検定受検申請時における実務経験証明の確認厳格化等については、令和元年12月24日付全建事発第106号「技術検定に係る実務経験証明書に関する注意喚起について」により連絡したところですが、この度、当該不正事案を生じさせた建設業者より原因究明の結果及び再発防止対策について、外部調査委員会の調査結果を付して報告があった旨、国土交通省より通知がありました。

同社からの報告では、今回の事態が発生した主な原因は、実務経験要件に不備があった社員、実務経験証明書を承認した者の多くが「受験の手引」を精読していなかったほか、複数資格の取得を強く推奨していたにもかかわらず、実務経験の重複禁止要件や除外要件など「受験の手引」のチェック体制が十分でなく、受検者に対する周知・注意喚起が行われていなかったとされています。今後の再発防止策としては、実務経験要件を一目で確認できるシステムを構築し、特定の部署が受検者の実務経験証明書の内容をチェックするほか、チェックリストを作成し受検者に提供するとされています。

また、国土交通省では、今後、技術検定に係る実務経験の証明についても、必要に応じて建設業法に基づく立入検査の対象とするよう、今年度の「建設業法令遵守推進本部 活動方針」に記載する予定としています。

つきましては、ご多忙の折、誠に恐縮ですが、貴会会員企業の皆様に対して、今回の事態を招いた原因や再発防止策等について周知賜われますようお願い申し上げます。

以上

【添付資料】

- ・国土交通省通知文

(担当) 事業部 堤

TEL 03-3551-9396

FAX 03-3555-3218

メール jigyo@zenken-net.or.jp